

2020年7月 教育研修約款改訂内容

No.	旧 (改訂前)	新 (改訂後)
1	<p>第4条 (研修プログラムの内容) 甲が乙に対して提供する研修プログラムの内容は、次のとおりといたします。なお、(2) 講師派遣および(3) その他業務に関する実施期間、実施内容、実施場所、料金等の個々の詳細については、別途甲乙間で協議のうえ定めるものといたします。</p> <p>(1) 公開講座 (2) 講師派遣 (3) その他業務 (モニタリング等)</p> <p>※詳しくは、以下のウェブサイトにて「研修プログラム一覧」をご参照ください。</p>	<p>第4条 (研修プログラムの内容) 甲が乙に対して提供する研修プログラムの内容は、次のとおりといたします。なお、(2) 講師派遣から(5) その他業務に関する実施期間、実施内容、実施場所、料金等の個々の詳細については、別途甲乙間で協議のうえ定めるものといたします。</p> <p>(1) 公開講座 (2) 講師派遣 (3) e-Learning研修 (4) オンライン研修 (5) その他業務 (モニタリング等)</p> <p>※詳しくは、以下のウェブサイトにて「研修プログラム一覧」をご参照ください。</p>
2	<p>第6条 (支払い) 1.乙は、前条に関わる研修料金・諸費用について、甲が指定する期日までに甲指定の口座に振り込み、または所定の方法で入金するものといたします。なお、甲が指定する期日までに支払いがない場合は乙の都合による解約とみなし、甲は研修プログラム提供の中止等、必要な措置を講じたらえ、乙より第7条に定めるキャンセル料を申し受けれます。</p>	<p>第6条 (支払い) 1.乙は、前条に関わる研修料金・諸費用について、甲が指定する期日までに甲指定の口座に振り込み、または所定の方法で入金するものといたします。なお、甲が指定する期日までに支払いがない場合は乙の都合による解約 (以下「キャンセル」といいます) とみなし、甲は研修プログラム提供の中止等、必要な措置を講じたらえ、乙より第7条に定めるキャンセル料を申し受けれます。</p>
3	<p>第7条 (キャンセル・変更) 乙の都合により、研修プログラム (講師派遣・公開講座) を申し込み後にキャンセルする場合、甲は、乙より以下のキャンセル料を申し受けれます。なお、キャンセル・変更の受付時間は、甲の営業日 (土曜日、日曜日、祝日、および甲が定める年末年始の休日を除いた日) の9:00から18:00といたします。</p> <p>(1) 研修プログラム実施予定日の10営業日前まで…なし (2) 研修プログラム実施予定日の9~2営業日前まで…研修料金の50% (3) 研修プログラム実施予定日の前営業日・当日…研修料金の100%</p> <p>2.講師派遣のキャンセルに関しては、前項のキャンセル料に加え、交通費、宿泊費、会場等キャンセル料 (手数料含む)、制作済み教材費等の研修準備費、見積書に記載された企画準備費、その他発生するすべての実費相当額を申し受けれます。</p> <p>3.乙が公開講座申し込み後に受講日の変更を希望し、甲に対して受講予定日の3営業日前までに申し出た場合、甲は別に定めのない限り同一講座への変更を1回のみ認めるものといたします。この場合、乙は第1項に定めるキャンセル料を免除されるものといたします。</p>	<p>第7条 (キャンセル・変更) 乙の都合により、研修プログラム (講師派遣・公開講座) を申し込み後にキャンセル・変更する場合、甲は、乙より以下のキャンセル料を申し受けれます。なお、キャンセル・変更の受付時間は、甲の営業日 (土曜日、日曜日、祝日、および甲が定める年末年始の休日を除いた日) の9:00から18:00といたします。</p> <p>(1) 研修プログラム実施予定日の10営業日前まで…なし (2) 研修プログラム実施予定日の9~2営業日前まで…研修料金の50% (3) 研修プログラム実施予定日の前営業日・当日…研修料金の100%</p> <p>2.講師派遣のキャンセルに関しては、前項のキャンセル料に加え、交通費、宿泊費、会場等キャンセル料 (手数料含む)、制作済み教材費等の研修準備費、見積書に記載された企画準備費、その他発生するすべての実費相当額を申し受けれます。</p> <p>3.乙が公開講座申し込み後に受講日の変更を希望し、甲に対して受講予定日の3営業日前までに申し出た場合、甲は別に定めのない限り同一講座への変更を1回のみ認めるものといたします。この場合、乙は第1項に定めるキャンセル料を免除されるものといたします。</p>
4	<p>対応条項なし</p>	<p>第13条 (保証の否認および提供の中止) 甲は、第4条の研修プログラムの内容の(4)に定めるオンライン研修の提供 (以下「オンライン研修の提供」といいます) に関しては、以下の各号に定める内容を条件とし、また甲の判断により、オンライン研修の提供を中止する場合があります。なお、オンライン研修の提供を中止した場合においても、甲は一切の責任を負わないものといたし、料金の割引や返還等は行わないものとします。</p> <p>(1) 甲が推奨する利用環境において、オンライン研修の提供を行ったことにより、乙の機器類やシステムに何らかの不具合が発生したとしても、甲は乙に対して何らの補償もいたしません。 (2) 受講に必要なコンピューター、タブレット、スマートフォン、ネットワーク環境、ソフトウェアがある場合、乙がその費用をもって準備するものとし、甲がその費用を負担するものではありません。 (3) 乙の通信状況やログアウトなどの誤操作による受講の中断や停止、遅延等が発生した場合には、甲は、再度のオンライン研修の提供をいたしません。 (4) 利用システム、ソフトウェアの不具合、または通信業者のメンテナンスにより、オンライン研修の提供が困難な場合には、甲は、オンライン研修の提供をいたしません。</p> <p>以降、条の繰り下げ</p>
5	<p>第17条 (個人情報等の取り扱い) 2.甲は、乙より提供された個人情報等について、ご本人からの問い合わせ対応、研修の運営管理、他の研修プログラムの案内、統計資料作成の目的以外には使用いたしません。</p>	<p>第18条 (個人情報等の取り扱い) 2.甲は、乙より提供された個人情報等について、ご本人からの問い合わせ対応、研修プログラムの運営管理、他の研修プログラムの案内、統計資料作成の目的以外には使用いたしません。</p>
6	<p>第22条 (約款の変更) 甲は、乙の承諾なく、本約款および本約款に付随する内規を変更することが出来るものといたします。</p>	<p>第23条 (約款の変更) 甲は、乙の承諾なく、本約款および本約款に付随する内規を変更することが出来るものといたします。</p> <p>(1)本約款の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合 (2)本約款の変更が、本約款の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合</p> <p>2.当社は、前項の本約款の変更にあたり、適用期日の1か月前までに変更の旨と変更後の内容を当社ホームページ (ウェブサイト) にて周知するものとする。</p> <p>3.適用期日以降にお申込みをいただいた場合、本約款に同意したものとみなします。</p>
7	<p>第24条 (適用期日) 本約款は、2018年4月1日以降に個別契約が成立した利用者に適用いたします。</p>	<p>第25条 (適用期日) 本約款は、2020年7月1日以降に個別契約が成立した利用者に適用いたします。</p>